

G 7 神戸保健大臣会合等開催準備本部設置規程

平成27年7月28日

厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第1条 伊勢志摩サミット及びそれに伴うG 7神戸保健大臣会合の開催に向けた準備を省内横断的に調整する体制を確保するため、G 7神戸保健大臣会合等開催準備本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、厚生労働審議官をもって充てる。

3 本部長代理は、大臣官房総括審議官（国際担当）をもって充てる。

4 副本部長は、大臣官房技術総括審議官及び大臣官房審議官（国際保健担当）をもって充てる。

5 本部員は、次に掲げる職務にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部員を追加することができる。

(1) 医政局長

(2) 健康局長

(3) 医薬食品局長

(4) 老健局長

(5) 保険局長

(6) 大臣官房審議官（国際医療展開担当）

6 本部長は、必要に応じ、本部に本部員以外の者の参加を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第3条 本部長は、伊勢志摩サミット及びそれに伴うG 7神戸保健大臣会合の議題、結論文書等を検討させるため、本部の下にG 7神戸保健大臣会合等開催準備プロジェクトチームを設置することができる。

2 G 7神戸保健大臣会合等開催準備プロジェクトチームの構成員は、関係部局の職員であって、本部長が指名するものをもって充てる。

(事務局)

第4条 本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局長は、大臣官房国際企画官をもって充てる。

4 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、大臣官房国際課において処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成27年7月28日から施行する。

2 この規程は、平成28年12月31日限り、その効力を失う。

G 7 神戸保健大臣会合等開催準備室設置規程

平成 27 年 7 月 28 日

厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第 1 条 伊勢志摩サミット及びそれに伴う G 7 神戸保健大臣会合の開催に向けた準備を円滑に進めるため、大臣官房国際課に G 7 神戸保健大臣会合等開催準備室（以下「準備室」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 準備室は、室長及び室員をもって構成する。

2 室長は、医政局医療経営支援課国立病院機構管理室長（大臣官房国際課併任）をもって充てる。

3 室員は、大臣官房国際課の職員（関係部局の職員であって、大臣官房国際課に併任されるものを含む。）であって、大臣官房国際課長が指名するものをもって充てる。

(所掌事務)

第 3 条 準備室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 伊勢志摩サミットの開催に向けた保健分野及び労働分野における準備に関すること。

(2) G 7 神戸保健大臣会合の開催に向けた準備に関すること。

(補則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、準備室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成 27 年 7 月 28 日から施行する。

2 この規程は、平成 28 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。